



Search. Observe. Protect.

内部通報 ポリシー

elastic.co/jp

1. 目的と対象範囲

Elasticは、事業活動と財務情報の整合性が重要であると認識しており、企業文化の透明性を促進しています。Elasticは、全従業員とその他すべての人々が、不正行為のおそれに気づいたとき、ハラスメントや差別待遇、報復を恐れることなく、信念を持って報告することを推奨する本ポリシーを堅持します。本ポリシーでは、カテゴリーごとに、必須報告事項、報告の方法、報告を受けてからの処置過程、ならびに報告した従業員をいかにして守るかについて詳述します。

過去、現在、さらには今後起こる可能性が高い不正行為は、いずれの場合も、次に挙げる1つ以上のカテゴリーに関連する場合に本ポリシーの対象範囲となります。

- 疑わしい会計処理、内部会計処理、または監査
- 犯罪行為（偽計、贈収賄、背任など）
- 適用法令、規則、規定（米国証券取引委員会の規定など）を遵守していない事例
- Elasticsの事業活動と倫理の規定の不遵守
- Elasticが公表した企業ポリシー、たとえば贈収賄禁止、輸出規制、経済制裁、データセキュリティ、データプライバシー、インサイダー取引、および類似の遵守事項などの不遵守
- 上記カテゴリーに挙げた不正の隠蔽

本ポリシーはElastic取締役員の監査委員会が定めたものであり、Elastic関係者であれば内密かつ匿名で上記の不正行為を通報できるようにすることを目的とします。本ポリシーは、拠点の所在地を問わず、全世界のElastic事業体、およびその取締役、役員、従業員に適用されます。本ポリシーはまた、Elasticの臨時被用者、顧客、ベンダー他すべての者が、不正行為の疑いに関する確かな情報をもたらすことができる手段を記載しています。

2. ポリシー要綱

本ポリシーは、Elasticの企業ポリシーであり、全従業員、管理職、執行役員に対して、本ポリシーに定めた不正が疑われる行為について、会社に適切な方法で注意を促すことを求めるものです。不正に関して報告するには勇気が要ることですが、皆さんには不遵守に対する真剣な懸念を会社と共有する責任があります。また、Elasticは、誠実に苦情を報告した人や関連する調査に協力したすべての人を、報復、脅迫、差別、ハラスメント、復讐、仕返しから保護することに、確固たる決意をもって取り組んでいることを常に念頭に置いてください。

苦情を申し立てたり、関連する調査に従事したことによって不利益を被っていると思われる場合、下記の「報告の方法」セクションに記載のガイドラインに従って、速やかに報告してください。Elasticは、寄せられた苦情に対して適切かつ徹底的な調査を行い、報復、脅迫、差別、ハラスメント、復讐、仕返しの訴えがあった場合には、当該従業員の解雇も含め、適切な対応を行います。

すべての苦情を真摯に熟慮し、適切な調査を行うことは、Elasticの企業ポリシーです。各々の苦情を解決に導き、報告者の秘匿性に最大限の注意を払います。ただし、調査活動とは正措置に必要で、適用法での許可に基づく場合にはこの限りではありません。

本ポリシーに規定の不正行為が潜在していることを確実に知っていたり、明白な疑いを持っているにもかかわらず、これを報告しない場合には、ポリシー違反とみなされ、懲戒処分の対象となり、解雇やElasticとの取引解消に至ることがあります。

3. 報告の方法

本ポリシー違反のおそれを見た場合、それに気づいた場合、あるいは当該違反が上記の「目的と範囲」の記載項目と類似の質を帯びたものであると確信される場合には、次のステップのいずれかに従って適切な行動を取ってください。

- その状況について直属の上司と話し合いをしてください。
- 直属の上司がその状況に関わっている場合や、直属の上司とその状況を話し合うことに気が進まない場合は、ethics@elastic.coにメールを送信するか、倫理・コンプライアンス担当責任者、人事部門シニアバイスプレジデント、法務統括責任者、財務担当責任者に連絡することができます。これらの個人の連絡先情報はすべて、倫理およびコンプライアンス専用のElasticのWikiページに記載されています。
- 実際の不正行為やその疑い、通常とは異なる状況が、Elasticの幹部に関わるものである場合、Elasticの社外取締役責任者宛て（会社登録所在地：Keizersgracht 281, 1016 ED Amsterdam, the Netherlands）、懸念を直接報告する選択肢もあります。
- 対象者（従業員、臨時雇用者、ベンダー、その他の方々）は誰でも、電話やウェブ上の報告ツール（<https://www.elastic.co/jp/about/trust>から入手できます）を使って倫理コンプライアンスホットラインを介して倫理的懸念事項、法律に関する懸念事項、規則に関する懸念事項についての報告をすることができます。報告する際には、実名または匿名を選ぶことができます。
- さらに、会計、内部統制、監査に関する苦情がある場合は、監査委員会の議長にメール（ethics@elastic.co）で、または書面（住所：Elastic N.V., 800 West El Camino Real, Suite 350, Mountain View, California 94040、宛先：Chairperson of Audit Committee）に連絡可能です。Elasticは、このような連絡をすべて監査委員会議長に転送します。

従業員はElasticの倫理・コンプライアンス担当責任者に、報告すべき不正行為の疑いがあり得ることを相談することができます。倫理・コンプライアンス担当責任者との連絡方法は、倫理およびコンプライアンス専用のElasticのWikiページに記載されています。従業員からの要請に応じ、倫理・コンプライアンス担当責任者は、案件を正式な報告として格上げします。

最後に、従業員には法執行機関や規制当局にいつでも連絡する権利があります。また、このポリシーには、Elasticの従業員が誠実に、適切な機関に対して報告や苦情を申し立てることを制限するものはありません。

4. 調査と是正措置

業務執行取締役ではない者は、寄せられたすべての苦情に対してElasticがどう対処したかを全体的に把握しておく責任があります。証拠不十分な申し立てが倫理取締役員メンバーに提起された場合、取締役のうち業務執行取締役でないメンバーは独自調査を開始し、コーディネートすることを選択することができます。

会計全般、内部統制、監査勧告の調査は、取締役員の監査委員会が管理監督し、監査委員会が内部手続きに基づいて指揮するものとして扱います。また、監査委員会は、Elasticの業務執行取締役が関与する苦情に関して、調査（または調査の遂行や管理を委任して、それらを管理監督）し、適切な懲戒処分を決定します。

その他の苦情の取り扱いは以下のとおり。苦情を受けた後、Elasticは速やかに受け取ったことを通知します。そして、提起された問題を包括的に検討し、解決するために、適切な専門家にその内容を転送します。たとえば、苦情の内容によっては、人事部や倫理・コンプライアンス担当責任者、またはその他の熟練した専門家が対応することがあります。

Elasticは、あらゆる真剣な懸念に対して、公平かつ適切な方法で対処するために最大限の努力を払います。Elasticは、当該行為の性質と重大性や、報告されたいきさつと調査の結果をもとに、各ケースごとに是正措置を講じます。こうした是正措置では、違反の重大さに比例し、被告当事者に対して、解雇やElasticとの取引解消などの懲戒処分を下すこともあります。また、同類事例の再発を防ぐために妥当かつ必要な措置を講じます。

各報告者には、Elasticの苦情処理方法、所定の調査期間、調査結果、解決策（情報開示できる範囲に限る）についてアドバイスします。しかし、守秘義務やプライバシー、諸事情等を考慮したうえで、調査、是正措置、懲戒処分の詳細について、すぐにはお伝えできない場合があります。従業員とシェアした調査内容や講じた措置に関する情報については、当該従業員は一切口外してはならないものとします。

Elastic関係者には、本ポリシーに定めたあらゆる不正行為を誠実に報告するよう求められます。これと同時に、嘘の報告書を故意に提出すること、苦情調査の間に嘘の情報を提供すること、調査への協力を拒否することは、すべて解雇や取引解消などの懲戒事由となりますので、この点を十分に留意してください。また、個人的に関与した不正行為について報告したとしても、その報告をした事実は懲戒処分、民事、刑事、規制上の責任等を免除するものではありません。しかしながら、Elasticでは、従業員が自らの不正行為容疑を申し出たことは、懲戒処分において情状酌量されます。

5. 内部告発者保護プログラム

Elasticは、告発や苦情を報告すること、国や地方自治体の機関や委員会（証券取引委員会、雇用機会均等委員会、労働安全衛生局、労働関係委員会など）が行うあらゆる調査や審理に情報提供、協力、参加することにいかなる制限も禁止もいたしません。これら公的機関に文書やその他の情報を開示することは、法で認められており、Elasticに通知する必要も、承認を得る必要もありません。公的機関から、情報提供の見返りとして報奨を受け取ってもかまいません。しかし、所管する公的機関でない者にElasticの機密情報や専有情報が不正使用されることがないよう、また、その情報が漏洩することのないように十分に注意しておくことが必要です、また、Elasticの弁護士依頼人間秘匿特権付情報や弁護士に秘匿特権がある情報は、いかなるものも開示してはなりません。Elasticと締結した契約、または従うべきポリシーは、いずれの場合も本ポリシーと矛盾するように解釈または理解されるべきではありません。

6. 修正

Elasticは、法律環境やビジネス環境の変化を反映するために、このポリシーを定期的に見直し、更新するよう努めます。すべての修正は、Elasticの取締役会または監査委員会に承認される必要があります。